

承第2号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成29年3月31日

檀原市長 森下 豊

理由 地方税法が一部改正されたことに伴う環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し、固定資産税等の特例措置など所要の改正を行うことにつき、平成29年度の課税事務上、急を要するため

檀原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

檀原市長 森下 豊

檀原市条例第13号

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条ただし書中「掲げる者」の次に「に該当する納税義務者」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）第36条の2第1項の規定による申告書

（2）第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）第36条の2第1項の規定による申告書

（2）第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の3の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の4の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第7条を次のように改める。

（読替規定）

第7条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第7条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第7条の2第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「登録」を「規定の登録」に、「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登録年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けよ

うとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第13条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第13条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第17条の3第1項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第17条の4第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第18条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「において当該」を「において、当該」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第21条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第21条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書
が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第21条の3第6項中「「条約適用配当等の額」」を「「条約適用配当等」」に、
「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書
が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項
の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これ
らの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の規定 公布の日

(2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(3) 附則第7条の2第7項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正す
る法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の檀原市税条例（以下「新
条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の
個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従
前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成2
9年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到
来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成
29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税
については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第7条（地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正
する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）
による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」と

いう。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の4第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを檀原市税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(檀原市税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「檀原市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3, 900円	3, 100円
第82条第2号ア（ウ）	6, 900円	5, 500円
（i）	10, 800円	7, 200円
第82条第2号ア（ウ）	3, 800円	3, 000円
（ii）	5, 000円	4, 000円
附則第13条第1項	第82条	檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第13条第1項の表 第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3, 900円	3, 100円
附則第13条第1項の表 第2号ア（ウ）（i）の項	第2号ア（ウ）（i）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）（i）
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第13条第1項の表	第2号ア（ウ）（ii）	平成26年改正条例附則

第2号ア（ウ）（ii）の項		第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）（ii）
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

（檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成29年檀原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中檀原市税条例附則第13条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第13条の2を次のように改める。

第13条の2 削除

第3条を次のように改める。

（檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「三輪」を「3輪」に改め、同条の表新条例附則第13条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第1号中「改正規定」の次に「及び第3条の規定」を加え、同条第2号中「、第3条」を削る。

承第3号

市職員の不正行為に関する調査検証委員会設置条例に関する専決処分の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、市職員の不正行為に関する調査検証委員会設置条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

専 決 処 分 書

市職員の不正行為に関する調査検証委員会設置条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成29年4月3日

檀原市長 森下 豊

理由 元市職員の不正行為に関する事実調査及び検証を行うことについて、急を要するため

市職員の不正行為に関する調査検証委員会設置条例をここに公布する。

平成29年4月3日

橿原市長 森下 豊

橿原市条例第14号

市職員の不正行為に関する調査検証委員会設置条例

(設置)

第1条 市職員の不正行為に関する書類確認、職員等への聴取及び現場確認を行い、事実関係を検証するため、市職員の不正行為に関する調査検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、不正行為を行った市職員（以下「当該職員」という。）が関係した事務（以下「関係事務」という。）について、次に掲げる事項を検証する。

- (1) 関係事務の現金の取扱い状況
- (2) 関係事務の補助金等の取扱い状況
- (3) 関係事務の委託契約等の取扱い状況
- (4) その他当該職員の関係事務の取扱い状況

2 当該職員が所属した学校の職員その他の本市の職員は、前項各号の調査に協力しなければならない。

(委員)

第3条 委員会は、委員4人をもって構成し、財務等に関し知見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から第7条第1項の規定による市長への報告書の提出の時までとする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、必要に応じて、委員長が会議に諮って会議を公開することができる。

(秘密の保持)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬等)

第6条 委員等の報酬は、日額20,000円とする。

- 2 委員等の費用弁償は、旅費及び通勤に要した費用の実額とする。
- 3 委員等が勤務のため宿泊を伴う必要があると認められる場合は、当該宿泊に要する費用の実額を費用弁償として支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の定めるところによる。

(報告書等)

第7条 委員会は、第2条第1項各号の検証を終えたときは、検証の結果について記載した報告書及び検証に使用した書類等を識別できるように番号を付した目録（以下「報告書等」という。）を作成して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告書等が提出されたときは、個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、報告書等を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第7条第1項の規定による市長への報告書の提出を行った日限り、その効力を失う。

承第4号

平成29年度檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に
関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

専 決 処 分 書

平成29年度檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成29年5月26日

檀原市長 森下 豊

理由 平成28年度決算において、歳入が歳出に対して不足するため繰上充用金を計上する

平成 29 年 度

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

檜 原 市

平成29年度橿原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度橿原市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		千円 30,400	千円 46,297	千円 76,697
	1 雑入	30,400	46,297	76,697
歳 入 合 計		30,400	46,297	76,697

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰上充用金		千円 0	千円 46,297	千円 46,297
	1 繰上充用金	0	46,297	46,297
歳 出 合 計		30,400	46,297	76,697

平成 29 年 度

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 諸収入	千円 30,400	千円 46,297	千円 76,697
歳入合計	30,400	46,297	76,697

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 繰上充用金	0	46,297	46,297
歳 出 合 計	30,400	46,297	76,697

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	46,297	0
0	0	46,297	0

2 歳 入

1 款 諸収入

1 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	30,400	46,297	76,697
計	30,400	46,297	76,697

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	千円 46,297	千円 住宅新築資金等貸付金元利徴収金収入 46,297

3 歳 出

4 款 繰上充用金

1 項 繰上充用金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 繰上充用金	千円 0	千円 46,297	千円 46,297	千円	千円	千円 46,297	千円
計	0	46,297	46,297	0	0	46,297	0

節		説 明	
区 分	金 額		
22 補償補填及び 賠償金	千円 46,297	繰上充用金	千円 46,297
		人権政策課	46,297
		前年度繰上充用金	46,297